

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（平成20年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	計	失職
処分事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	1			1	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	247		247	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	1	248	0	249	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（平成20年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	計	訓諭等
処分事由							
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	2	3	2	4	11	8
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	2	3	1	0	6	51
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	8	3	1	4	16	125
計		12	9	4	8	33	184

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員の服務違反（平成20年度）

		(人)
区 分	内 容	処分等者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	8
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	3
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	1
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		3
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		14

(2) 営利企業等の従事許可（平成20年度）

許可件数	従 事 内 容
84	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験の試験監督員 ・ 国民健康保険診療報酬審査員会委員等 ・ 夜間急病センター等の非常勤医師 ・ 県出資企業の非常勤取締役 ・ 大学等の非常勤講師 ・ 教科書執筆 ・ 市町村の審議会委員

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実績（平成20年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対 象 者	回 数 等		期 間	人 員	
課 程 別 研 修	新規採用課程	I 新規採用職員 (病院看護職員を除く)	3	回	3泊4日	159	
		新規採用職員 (病院看護職員に限る)	2	回	通研1日	80	
		II 新規採用職員 (病院看護職員を除く)	3	回	2泊3日	156	
		小 計	8	回	—	395	
	主任級課程	新任主任級職員	3	回	通研2日	109	
	係長級課程	新任係長級職員	7	回	通研2日	190	
	課長補佐級課程	新任課長補佐級職員	5	回	通研2日	117	
	課長級課程	新任課長級職員	3	回	通研1日	81	
計			26	回	—	892	
選 択 研 修	論理的思考・表現力トレーニング研修		2	回	通研2日	69	
	問題解決能力向上研修		1	回	通研2日	23	
	危機管理（リスクマネジメント）研修		2	回	通研2日	58	
	業務マネジメント力向上研修		1	回	通研2日	15	
	プレゼンテーション研修		2	回	通研2日	33	
	住民との協同型社会推進研修		全職員及び公募による県民、市町村職員	1	回	通研2日	37
	コーチング研修		係長級以上の職員	2	回	通研2日	37
	段取り力向上研修		全職員	2	回	通研2日	73
	福祉の心養成研修〔体験型〕		全職員	9	回	通研3日	38
	救命・緊急対応研修〔体験型〕		全職員	1	回	1泊2日	38
	もてなしの心養成研修〔体験型〕		全職員	5	回	通研3日	36
	折衝力・交渉力研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	2	回	通研2日	9
	政策形成研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	1	回	通研2日	4
	ディベート研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	1	回	通研2日	5
	政策法務研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	1	回	通研2日	8
	行政企画力研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	2	回	通研2日	8
	法制執務（応用）研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】		全職員及び市町村職員	1	回	通研2日	5
	計			36	—	—	496
接遇指導者養成研修		接遇指導者（主管課課長補佐、地方事務所副所長等）	2	回	通研1日	78	
接遇職場研修		全職員数の1/2に相当する職員	133	回	職場単位	4,765	
通信研修		全職員	1	—	—	17	
合 計			198	—	—	6,248	

(2) 勤務成績の評定の状況（平成20年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行っています。

現在は、従来の勤務評定制度に替わる業務目標の達成と能力開発を柱とする新たな人事評価制度を導入しています。

評定の回数	1回
評定の時期	平成20年11月～12月
評定の対象者数（人）	15,697